申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	3 教	育委員会	社会教	育課					
許	認可等名	3 徳	島市天狗么	ス資料館	宮の資料の	持別利用(の承諾			
根	拠法令	⇒ 徳	島市天狗ク	ス資料館	1条例					
根	拠 条 項	頁 第	[6 条第 1 I	頁						
連	絡		狗久顕彰名 合わせく <i>1</i>			教育課(氰	電話 (521-	・5566)ま	でお問
審查基準	基	第 2 第 (() 徳 第 2	用ば る(7特1)23 島(2特利 別(3)よりのでは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	寺行う1里寸月ピロの人也(ス月列)早里若月削別研。。者すの管承保館公(資の第と請者書の利利究)(はこ承理諾存者益)料承611書はを取用「用等を)「と謀者をにの上)(館認弁うを「交消の	りの行 前がのはし悪観又 条)の。指特付及承したお 項で制,な影覧は 例 天)定別すび諾めう のき限次い響に管 施 狗を管利る内をする。 が支理 行 久行理用も容受	す 諾, 各 生障上 規 資お者をののける に 号 じが適 則 料うに承と変た者 天 の るあ当 館と提諾す更もは 狗 い とるで 資す出しる)の	, 久 ず 認とな (斜るした (指 資 れ め認い の者なと 以定 料 か らめと 撮はけき 下	管 官 こ いら忍 じ, nは 「理 の 該 るれめ , 徳ば, 利者 管 当 とるら 模島な徳 用す す きとれ 写言の語 者	:き。 1るとき。 5,模造等(以 5天狗久資料館	けられていた。おおいていた。おおいていた。おおいては、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おいでは、おいでは、おいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	参考事	項								
	設定等年月	日平	成24年	8月	1日設定	(平成	年	月	日最終変更)	
	標準処理期		 3日数 B	D E						
標準処理期間	(設定しな ものについ はその理由	17								
	設定等年月	日平	成24年	8月	1日設定	(平成	年	月	日最終変更)	

語書、その他、指定管理者に属けなければならない。 2 利用者が利利用の承諾を受けなければならない。 2 利用者が利利用の承諾を受けなければならない。この場合における承諾の手続きは、前条の規定を準用する。 基準 準